

役を免除せんことを約す。

二〇一九

【能登國古文書】

今度當町陣取付而宿候儀、造作ども令祝着候。然ば能・賀・越中三ヶ國にて何様雖有商賣、不可有諸役者也。

天正十八年三月十三日

利家 在印

信州 檜井

原孫右衛門殿

(前田利家は、是の歳二月二十日を以て金澤を發し關東征伐の途に上りたるなり。)

三月廿五日。前田利家、在能登の三輪吉宗等に、米穀を信濃川中島に輸送せしむ。

二〇二〇

【三輪文書】

返々早々申付可越候。不可有由斷候。以上。

態申遣候。仍而古米五千俵町人ニ申付、慥なる上乘を相そへ候て、河中嶋まで相届、此方へ一左右可申越候。船之儀は藤兵衛令馳走、一刻も急可越候。ふち方<sup>(扶持)</sup>に可遣たれに候。不可有由斷候。猶々町人五人斗申付、河中嶋まで

駄ちんにて可相届候。升目など念を入可越候。ふち方に遣事候。早々待申候。謹言。

天正十八

三月廿五日

利家 在印

今井左七殿

三輪藤兵衛殿

四月。前田利家、武藏比企郡古寺村の岡本左門に、軍用米十二石を借用す。

【遺編類纂】

二〇二一

爲軍用米、拾貳石令借用畢。其方由緒兩端之儀、追而可遂裁斷者也。

筑前守

天正十八年

利家 在判

岡本左門どのへ

(本文書日附を缺く。加賀藩史彙に之を四月朔日に係くるは何等かの據あるべしといへども、朔日には利家尙上野に在りたるを以て、今假に四月とす。)

五月三日。前田利家、在金澤の前田安勝に命じ、米穀を越前敦賀に輸送せしむ。

二〇二二

【金澤文書】

節供之帷一重給候。遠路祝着申候。殊念入候段、別而畏存候。目出端午に着可申候。

一、伊勢より駿河へ取申候米之事、先敦賀まで御届可有之候。追而分別仕とり可申候。敦賀まで届候へば、いづ方へ遣候共よく候間、無由斷可被仰付候。

一、南保殿より鷹共上候由候。主の上洛に候はゞ、小田原表へ被越候而能候はん間、鷹師のより人も付置、此表へ被越候様尤候。左候はゞ鷹も此方へ越候事、よく候はんと存候。

一、此表之様子可得其意候ため、去廿二日に小田原へ罷越、早速得御意、仕合無殘所、聽而今月朔日に至松井田罷歸候。此口之儀は萬事我等次第と被仰出、所之城々申付候。可有御心安候。恐々謹言。

五月三日

利家 在印

筑前守

利家

五月。前田利家、武藏・上野の社寺等に制札を與ふ。

【八ヶ島村文書】

武藏

二〇二三

禁制

山口郷 藤澤

北野村 入會

三ヶ嶋

一、當手軍勢濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、非分之儀申懸事。

右條々任御朱印之旨、堅令停止訖。若於違犯之族者、乍可被處嚴科之由、依仰執達如件。

天正十八年五月 日

筑前守 在印

【伊草村百姓文書】

武藏

二〇二四

武藏國